

会 議 結 果 報 告 書

- | | | | | | | |
|---|-------|------------------------|----------------|--------|--------|----------|
| 1 | 定例会 | | | | | |
| 2 | 開会日時 | 令和4年6月30日（木）午後1時24分 | | | | |
| 3 | 閉会日時 | 令和4年6月30日（木）午後2時13分 | | | | |
| 4 | 出席者 | 教育長
教育委員 4人 | 計5人 | | | |
| 5 | 議決件数 | 4件 | | | | |
| 6 | 議決の状況 | 原案可決
一部修正可決
継続審議 | 2件
0件
0件 | 承
同 | 認
意 | 2件
0件 |
| 7 | 議事録 | 別添のとおり | | | | |

教育委員会定例会議事録

1 会議年月日 令和4年6月30日（木）

2 招集の場所 くすのきプラザ 2F 研修室

3 出席者

教育長	新田 憲章
委員	上之園 公子
委員	神原 謙治
委員	松本 真奈美
委員	玉井 節夫

計 5人

4 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 教育長報告

【会議等】

- ・ 6月13日（月） 総務文教委員会
- ・ 6月24日（金）～28日（火）令和4年第2回府中町議会定例会

【学校教育関係】

- ・ 5月25日（水） 教職員研究大会
- ・ 6月 1日（水） 教育長ミーティング
- ・ 学校訪問
- ・ 学校における新型コロナウイルス感染症に係る状況について

【社会教育関係】

- ・ 社会教育委員の会議について
- ・ 府中町文化財保護審議会について
- ・ 府中町歴史民俗資料館での企画展について

日程第3 報告第8号 代理行為の承認について
「史跡下岡田官衙遺跡保存活用計画検討委員会設置要綱の制定について」

日程第4 報告第9号 代理行為の承認について
「付議事件に関する意見聴取について」

日程第5 第2号議案 府中町社会教育委員の委嘱及び委嘱の解除について

日程第6 第3号議案 令和4年度府中町立学校における学校給食費補助金交付要綱の制定について

5 職務のため会議に出席した者

教育部長

榎並 隆浩

教育総務課長

藤永 政己

学校教育課長 立花 淑子
社会教育課主幹 小路 和司

社会教育課長 山本 進一
教育総務課課長補佐兼総務係長 谷口 司

6 議事の内容

(開会 午後1時24分)

教育長

それでは、出席委員が定足数に達しておりますので、ただいまから、定例、教育委員会会議を開催します。本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりでございますが、よろしいですか。

(異議なし)

教育長

ご異議ないようでございますので、そのようにいたします。それでは日程第1議事録署名委員の指名を行います。府中町教育委員会会議規則第18条第3項の規定により、私と神原委員を指名することとしますが、よろしいですか。

(異議なし)

教育長

では次に参ります。日程第2教育長報告を議題といたします。教育長報告を、9件行います。まず、会議等について2件です。1件目は、6月13日月曜日に、総務文教委員会が開催されました。教育長報告として、学校における新型コロナウイルス感染症にかかる状況について、運動会について、令和4年成人式についての3件報告しました。運動会及び成人式については、教育委員会会議にて報告済みですので、学校における新型コロナウイルス感染症にかかる状況についての最新状況について学校教育関係で報告します。

2件目は、6月24日金曜日から28日火曜日にかけて、令和4年第2回府中町議会定例会が開催されました。詳細を教育総務課長が報告します。

教育総務課長

教育総務課長です。令和4年第2回府中町議会定例会の概要についてご説明いたします。本議会は、6月24日金曜日から28日火曜日までの5日間の日程で行われ、報告8件と議案9件について審議されました。教育委員会関係の議案につきましては、このあと日程第4でご報告いたします。また、27日月曜日と28日火曜日には、一般質問が行われましたので、その概要についてご説明いたします。

本議会では、全体で13人の議員から14の一般質問がありました。そのうち教育委員会関係について、4人の議員から4つの質問がありました。本日、これらの一般質問通告書と1回目の答弁原稿を資料として配布しておりますので、ご覧ください。

1つ目から3つ目については、関連しているため一括で答弁しました。

1ページめくっていただいて、2ページ、西議員からの質問「下岡田官衙遺跡のPRと歴史民俗資料館の活用について」、3ページ、二見議員からの質問「持続可能な歴史民俗資料館のあり方」、4ページ、梶川議員からの質問「歴史民俗資料館を活かした町づくりを」という3つの質問項目で、歴史民俗資料館の来館者を増やすための今後の事業展開などについて質問されました。答弁では、多くの方に歴史民俗資料館に来館していただくため、記念シンポジウムや講座を開催する他、歴史民俗資料館のギャラリーを有効活用すること、また、歴史民俗資料館を学習の場として活用するため、本年4月に町教委で小学生の学習指導案を作成したことなど、今後も魅力ある資料館となるよう工夫していきたい旨、答弁しました。

4つ目が、5ページ、齋藤議員からの質問「町立学校における歯の健康指導について」という質問項目で小中学校での歯に関する指導をどのように行っているかなどについて質問されました。答弁では、歯の健康指導は学習指導要領に基づき小学6年生の体育科や中学2年生の保健体育科で行っている他、学級活動や日々の学校生活の中でも指導を行っているということ、今後も学校生活の様々な機会をとらえ、歯の健康を保つことの必要性を理解できるよう指導していく旨を答弁しました。詳細な内容については、後ほど資料をご確認いただければと思います。私からの説明は以上です。

教育長

続いて学校教育関係4件です。

1件目は、5月25日水曜日に開催した教職員研究大会についてです。詳細を学校教育課長が報告します。

学校教育課長

学校教育課長です。令和4年度府中町教職員研究大会を5月25日水曜日14時からオンラインで開催いたしました。この研修には、ほぼ全ての教職員216名が参加しております。研究大会では、実践発表として、府中小学校の中島基先生と明本浩行先生から府中小学校における読書活動推進の取組、そして、府中緑ヶ丘中学校山近純子先生から府中緑ヶ丘中学校における外国語教育推進の取組の発表をしていただきました。

また、水中綜合法律事務所の細田元彰先生からは「学校の法務相談について」と題して講演をいただきました。細田先生からは、法令をもとに組織的に対応していくこと、適切な初期対応として、記録の必要性、傾聴の大切さを学ぶことが出来ました。

報告は、以上です。

教育長

2件目は、6月1日水曜日に実施された教育長ミーティングについてです。本来なら、教育長ミーティングは、県教育委員会の参与が市町の学校教育・社会教育両面の状況について市町教育長と協議しておりましたが、近年学校教育中心の協議となっています。ついては、学校教育関係で報告させていただきます。県教委からは、参与、西部教育事務所長、義務教育課職員が来町しました。本町の医療的ケア児に対応する取組について説明し、府中東小学校において具体的な教育実践の様子を参観していただきました。

3件目は、5月26日から6月6日にかけて小中学校7校の学校訪問を行いました。昨年度まで、学校訪問と校長の業績評価当初面談を別日程で行っていましたが、今年度は、同日に行うこととしました。午前中に訪問の学校は、最初に校長面談を行い、その後に授業参観を行いました。午後からの学校は、最初に授業参観を行い、その後校長面談を行いました。学校訪問と校長の業績評価当初面談を同日に行うことにより、校長の時間的負担を軽減することができました。

4件目は、学校における新型コロナウイルス感染症に係る状況について、学校教育課長が詳細を報告します。

学校教育課長

学校教育課長です。学校における新型コロナウイルス感染症に係る状況について報告させていただきます。本日お配りしました別紙資料「学校における新型コロナウイルス感染症に係る状況について」をご覧ください。表に示すとおり、町立小中学校の5月の感染者数は、小学校が86名、中学校が33名で計119名、6月は28日までですが、小学校が18名、中学校が2名で計20名となっています。5月に比べ約8割減少しています。

次に、学級閉鎖等についてですが、学級閉鎖が、5月は小学校で4件、中学校で3件、学年閉鎖が中学校で1件ありました。6月は28日現在、学級閉鎖が小学校で3件ありました。

6月の日々の状況を見てみますと、6月13日から6月21日までは児童生徒の感染者が0人で落ち着いてきたと思われましたが、22日火曜日から感染者が出はじめ、28日までで10人の感染者が出ております。学級閉鎖についても、6月の3件中2件は、27日から2件となっています。感染者がまた増えている状況がうかがえます。

今後も、引き続き各学校と連携し、新型コロナウイルス感染拡大防止に努めてまいります。以上です。

教育長

続いて社会教育関係を3件報告します。

1件目は、5月30日月曜日に開催しました社会教育委員会会議についてです。

社会教育課長が詳細を報告します。

社会教育課長

社会教育課長です。社会教育委員の会議について説明します。

社会教育委員の会議を令和4年5月30日月曜日に開催いたしました。会議では、1議長を選任について、2副議長を選任について、3令和3年度の取組と今後の方向性について、4令和4年度社会教育関係事業費及び社会教育関係補助金について、5その他の5つの議題について会議を行いました。その他では、全国社会教育研究大会について、下岡田官衙遺跡保存・整備事業について、府中公民館の開館についての3項目の説明をいたしました。議長及び副議長を選任では、議長に米田委員が、副議長には、繁政委員に就任していただきました。令和3年度の取組と今後の方向性についてでは、令和3年度の社会教育・生涯学習での公民館活動事業、家庭教育の支援、芸術・文化活動、スポーツの振興の取り組みと今後の方向性について説明しました。令和4年度社会教育関係事業費及び社会教育関係補助金では、令和4年度社会教育関係の事業内容、補助金の目的と予算額について説明しました。その他では、全国社会教育研究大会が令和4年10月に広島市で開催されること、下岡田官衙遺跡保存・整備事業での保存活用計画策定などの今後の事業について、府中公民館の開館については、開館状況の説明を行い、見学をしていただきました。各委員からは、社会体育施設では、社会教育課の担当以外の遊具・アスレチック等あり、安全に利用するためにも、公園担当課と連携して維持管理をしてほしいなどのご意見いただきました。また、社会教育法第13条の規定により、地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、社会教育委員の会議の意見を聴いて行わなければならないこととなっており、本会議でご意見を聞き了承へ、6月10日に各団体へ補助金を交付しました。説明は以上です。

教育長

2件目は、昨日6月29日水曜日に開催しました府中町文化財保護審議会についてですが、詳細につきましては、社会教育課主幹兼歴史民俗資料館長が詳細を報告します。

社会教育課主幹

社会教育課主幹兼歴史民俗資料館長です。府中町文化財保護審議会について説明します。府中町文化財保護審議会を令和4年6月29日に開催いたしました。審議会では、令和3年度文化財関連事業について、令和4年度文化財関連事業についての、2つの議題について審議いたしました。令和3年度文化財関連事業については事業実績を報告し、令和4年度文化財関連事業については、今年度の事業計画を報告しました。令和4年度事業概要として、普及啓発事業では、8月27日に行います下岡田官衙遺跡の国史跡指定記念講演や、ふちゅう大好きキッズ育成プロジェクト歴史部門、ふるさと再発見講座について説明しました。下岡田官衙遺跡保存整備事業では、保存活用計画検討委員会の設置と計画の作成スケジュールについて説明しました。文化財保護関係施設では、歴史民俗資料館の入館者数と、ギャラリーコーナーの企画展示について説明しました。

各委員からは、下岡田官衙遺跡保存活用計画について、町民の理解が得られ、子どもにもわかりやすい遺跡として整備ができるような保存・活用を検討してほしい。また、

資料館の来館者が以前より増加している状況から、来館者数を維持していくため町外の学校等に周知する取り組みなど、についてご意見をいただきました。説明は以上です。

教育長

3件目は、府中町歴史民俗資料館での企画展についてですが、詳細につきましては、社会教育課主幹兼歴史民俗資料館長が詳細を報告します。

社会教育課主幹

社会教育課主幹兼歴史民俗資料館長です。歴史民俗資料館の企画展につきまして、現時点での今年度の年間計画を、すでに終了したものも含めご説明させていただきます。

4月1日から5月8日まで、リニューアル開館記念として、「府中町とマツダの百年、そして未来へ」と題して、展示を行いました。6月14日から6月26日まで、「みくまり峡森林公園豪雨災害からの復旧」と題して、パネル展示を行いました。併せて、中国新聞社から平成30年の豪雨災害についての記事パネルを借用し、展示を行いました。

今後の予定ですが、7月23日から8月14日まで、資料館に収蔵しています、昆虫の標本を活用し「昆虫展」を開催いたします。展示期間中に、広島市森林公園こんちゅう館の元館長の坂本さんを講師にミニ講演会を実施します。8月16日から9月25日までは、下岡田遺跡パネル展として、下岡田官衙遺跡シンポジウムに合わせた展示を実施します。また、その他企画展示としては、町内、小中学校の調べ物学習の展示の場や、公民館活動者の活動成果の発表の場として使用します。直近ですと、7月4日から7月10日まで、府中小学校5学年児童による防災に関する調べ物学習発表会の展示を予定しています。説明は以上です。

教育長

教育長報告は以上になります。それでは、会議等について、何かご質問等ございますか。

(なし)

教育長

よろしいですか。それでは、学校教育関係についてはどうですか。

(なし)

教育長

よろしいですか。続きまして社会教育関係につきまして何かございますか。

(なし)

教育長

よろしいですか。その他、委員の皆様から、ご意見などありましたらお願いします。

神原委員

はい。6月にですね、府中小学校でプールの開放に向かって保護者の皆さんで集まって清掃しようという話がありまして、事前に高圧洗浄機等を使って清掃ができるのかという話がありまして、先に私が行ってみて、高圧洗浄機を使って掃除ができるかというのを実施してみたんですけども、それをする中で気づいたことがあったので、それをご報告させてもらいたいんですけども。やはり、機械などがかなり老朽化しているというかですね、そういったものが目につきましたし、あとはやっぱり年間通してこのプールを活用する使用する期間がかなり短いと思います。

それ以外での、例えば、保管っていうかですね、もう言うたら野ざらしになってる状態で、タイルの間から苔が生えたりだとか、それを落とすのにすごい労力がかかることが多かったのも、例えばブルーシートを使用しないときにはプールサイドのところにかぶせるとか、何かそういうことをすることによって少しでもこのプールの設備を綺麗に維持できるんじゃないかなっていうところはちょっと気になったので、ご報告させていただきます。

教育長

府中小学校のプールはコンクリートですかね？FRP？

神原委員

ほぼコンクリートっぽい感じで、タイルがあって、間に土みたいなのが入っているみたいな。あとシャワーを浴びる下のところもかなり苔でいっぱいになっていたりですね。老朽化とかっていうのもあるんでしょうけども、やはりその汚れを落とすのにすごい大変なこともあるので、それを本当にブルーシートみたいなのを貼るだけでも少しは違うんじゃないかなっていうちょっと印象を受けたんですね。

教育長

プールの建設年度によってですね、コンクリの場合と、それからFRP、今頃そのステンレスとかそういう部分もあるんですが、落とし方が本当に大変なところがあります。

例えば、コンクリの場合は劣化してくると、どうしてもその荒くなるので、難しいところもありますが、ちょっと調べさせていただいて。

教育部長

せっかくご意見をいただきましたので、現場を見させもらうなりですね、他の学校からの意見も聞いてちょっと考えてみます。

神原委員

はい。

教育長

ありがとうございます。他にございますか。よろしいですか。

では次に参ります。日程第3、報告第8号「代理行為の承認について（史跡下岡田官衙遺跡保存活用計画検討委員会設置要綱の制定について）」を議題といたします。

説明をお願いします。

教育部長

はい、教育部長。報告第8号、令和4年6月30日、代理行為の承認について、史跡下岡田官衙遺跡保存活用計画検討委員会設置要綱の制定について、教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により代理したので、同条第2項の規定により報告し承認を求める。詳細な説明は、社会教育課主幹が行います。

社会教育課主幹

社会教育課主幹です。下岡田官衙遺跡保存活用計画検討委員会設置要綱の制定についてです。保存活用計画は、国から指定された文化財を対象に策定が求められているもので、文化財の個別の状況に応じて、保存と活用を進めていくための指針となる基本的な計画です。本計画の策定は、令和4年度と令和5年度の2か年において、文化庁の補助金を受けて実施するものです。本計画の策定に関し、幅広い観点からの意見を求めるため、この要綱を制定しました。

委員会は、要綱第3条の規定にありますとおり、委員の人数は7人以内とし、府中町文化財保護審議会会長、学識経験者として考古学等の専門家、その他教育委員会が必要

と認める者として地元の代表者の方に、史跡の保存管理・整備・活用に係る基本方針について意見をいただきます。委員については、現在、委嘱のお願いをしているところです。施行期日は、令和3年6月10日です。説明は以上です。

教育長

何かご質問等ございませんか。

(なし)

教育長

ないようでございます。よって日程第3報告第8号については、原案のとおり承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議ないようでございますので、日程第3、報告第8号についてはそのように決します。では、次に参ります。日程第4、報告第9号「代理行為の承認について（付議事件に関する意見聴取について）」を議題といたします。説明をお願いします。

教育部長

教育部長。報告第9号、令和4年6月30日、代理行為の承認について、付議事件に関する意見聴取について、教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により代理したので、同条第2項の規定により報告し承認を求める。詳細な説明は、教育総務課長が行います。

教育総務課長

教育総務課長です。報告第9号「代理行為の承認について」説明いたします。

令和4年第2回府中町議会定例会に提出された議案のうち、教育委員会関係分について、令和4年6月15日付で府中町長から教育委員会へ意見聴取の協議がありましたが、教育委員会会議を開催するいとまがなかったため、教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により代理し、同意する旨の回答を6月16日付で行いましたので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めるものです。

それでは、議案の内容について資料の順番に説明いたします。3枚おめくりください。第25号議案「令和4年度府中町一般会計補正予算（第2号）」です。このうち、教育委員会関係分について説明いたします。1枚おめくりいただくと右下にページがあると思います。このページの5ページ中段をご覧ください。歳入です。款：国庫支出金、項：国庫補助金、目：教育費国庫補助金、の節：小学校費補助金、及び節：中学校費補助金にそれぞれ計上している学校保健特別対策事業費補助金は、歳出・教育費に補正計上している、小学校費・中学校費の保健管理事業と給食事業の特定財源で、405万円と180万円の増額補正です。補助率は2分の1です。

続いて、すこし飛んで12ページをご覧ください。歳出です。款：教育費、項：教育総務費、目：事務局費、学校給食費補助事業は、1,254万7千円の増額補正です。学校給食における食材高騰に対応し、保護者の負担が増加することなく安定的に給食を実施するため、補助金を支給するものです。補助単価の積算については、消費者物価指数を参考に、小学校は1食あたり15円、中学校は1食あたり16円の食材高騰分を補助するものです。児童生徒の給食費は、現状のままとし、学校に食材高騰分を補助することで、保護者の負担を増加することなく、これまで通り栄養バランスや量を保った学校給食を実施します。補助対象期間は令和4年4月分から令和5年3月分までです。コロナ禍における原油価格・物価高騰等対応分として拡充された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を全額充当します。項：小学校費、目：学校管理費、小学校

保健管理事業、小学校給食事業、及び13ページの、項：中学校費、目：学校管理費、中学校保健管理事業、中学校給食事業は、いずれも同じ国の補助事業として補正計上していますので、一括してご説明いたします。

これらはすべて、教育費国庫補助金の学校保健特別対策事業費補助金を活用した新型コロナウイルス感染症の感染防止対策事業として実施するものです。補助基本額は学校規模によって定められており、当町では1校あたり事業費の上限額が180万円と135万円、東小と北小が135万円となっております。上限額に対し、学校保健特別対策事業費補助金補助率2分の1が充当され、残り2分の1については感染症対策として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当するものです。

それでは歳出事業の内容をご説明します。12ページ中段をご覧ください。小学校保健管理事業は、5校分578万8千円の増額補正です。感染防止対策用のアルコール、ペーパータオル、ハンドソープ等衛生対策消耗品、及び身体測定時の接触と密を回避するためのデジタル身長体重計、家庭科調理実習時の衛生状態の向上のためのまな板・包丁殺菌消毒保管庫等の備品を購入します。小学校給食事業は、5校分231万2千円の増額補正です。衛生対策として給食配膳用の配膳台やスパテラストンド等を購入します。

13ページです。中学校保健管理事業は、2校分215万6千円の増額補正です。小学校と同様に感染防止対策用消耗品、及び備品を購入します。中学校給食事業は、2校分144万4千円の増額補正です。小学校と同様、給食配膳用の配膳台やスパテラストンド等を購入します。

項：社会教育費、目：社会教育総務費、放課後児童クラブ留守家庭児童会事業は、82万3千円の増額補正です。

各小学校の放課後児童クラブで、衛生用品を購入し感染症対策を推進します。特定財源として、子ども・子育て支援交付金の国費3分の1、県費3分の1をそれぞれ充当し、残りの3分の1については新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当します。

目：図書館費、図書館活動事業は、35万2千円の増額補正です。図書館内には利用者が自由に図書の検索ができる図書検索機が2台設置されていますが、検索結果についてはメモ紙に利用者が自分で書きとって利用している状態です。よって検索機に結果を印刷できるレシートプリンターを設置し、密を避け接触機会を低減するとともに、利便性の向上を図るものです。業務用備品としてレシートプリンター2台、消耗品費としてレシート用の感熱紙代を計上しています。特定財源として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を全額充当します。

1枚おめくりください。第26号議案、府中町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正についてです。2枚おめくりいただいて第26号議案参考資料をご覧ください。1、改正の趣旨です。勤勉手当の算定方法を変更するため、条例の一部を改正するものです。2、改正事項の概要です。管理職員以外の職員に支給する勤勉手当の算定について、経過措置を削除し、管理職員と同様に、勤勉手当基礎額に扶養手当を算入しないこととするものです。計算方法は、表でお示ししているとおりとなります。平成28年度施行の地方公務員法の改正により、人事評価結果を給与等に活用する施策が規定された際、勤勉手当支給額の計算において、扶養手当月額を算入しないことにより発生する財源を、人事評価のうち業績評価の成績上位者へ配分するための原資とする制度について、国に準じ本町も採用することとし、平成28年12月定例会の条例改正において議決いただき、平成29年6月期の勤勉手当から適用しているところです。

ただし、管理職員以外の職員については、本町が業績評価を開始してまだ間もなかったことから、当分の間、なお従前の例によるとして条例改正に経過措置を設け、管理職員のみを対象にスタートしている状況です。業績評価とは、年度の上半期と下半期の年2回、期首にその期の目標設定について、期末にその期の目標達成度について、上司と部下が面談し、5段階で評価を行う制度で、管理職員の場合、その評価結果を成績率に換算し、勤勉手当の支給額に差を設けることとしています。業績評価については全職員が実施し、成績率の反映は管理職員のみ実施しているという現状ですが、業績評価導入から5年以上が経過したことから、管理職員以外の職員にも成績率反映を適用する時期

であると判断し、本条例を改正するものです。3、施行期日は、公布の日です。続いて、1枚おめくりください。第29号議案工事請負契約の締結についてです。1枚おめくりいただいて、第29号議案参考資料をご覧ください。工事名は、府中南小学校、校舎外壁改修工事、工事場所は、府中町柳ヶ丘51番25号の府中南小学校です。契約金額は、1億274万円、契約の相手方は、安芸郡海田町蟹原一丁目3番15号。正田建設株式会社です。仮契約日は、令和4年5月27日。工期は、議会の議決のあった日の翌日から、令和5年3月31日までです。それでは、工事概要について説明いたします。1枚めくっていただいてA3の第29-1号議案参考資料、工事概要説明書をご覧ください。右上の配置図に工事対象建物を黒ぬりしております。14-1・2号棟の管理教室棟、14-3号棟の普通教室棟、22-1・2号棟の特別教室棟、合わせて3棟の外壁改修を行うものです。3棟共、外壁劣化部分の改修と軒裏コンクリートの剥落防止対策を行ったのち、外壁塗装を実施し、建物の長寿命化を図ります。ページ中段に各棟の写真と下段に南側立面図を示しております。外壁改修の施工面積は、14-1・2号棟が約2,300㎡、14-3号棟が約1,300㎡、22-1・2号棟が約1,900㎡となっています。以上、3件の議案については、原案どおり可決、認定されました。説明は以上です。

教育長

この件につきまして、何かございませんか。
ちょっとわからないことがありまして、スパテラスタンドとは？

学校教育課長

はい、学校教育課長。調理室で調理員さんが調理をするときに食材を混ぜる大きなヘラがあるんですけど、そのヘラをスパテラと言って、それを立てるスタンドのことです。

教育長

衛生管理のために購入するということです。あと府中南小学校校舎外壁改修工事についてですけど、子供たちの授業に影響はないのかどうかということについて。

教育総務課長

教育総務課長です。一応、工程としましては夏休みに入ったぐらいからですね、校舎の各棟に、足場の方を設置させていただきまして、大体それが夏休みいっぱいぐらいかかる予定となっております。それで、2学期に入りまして、基本的に音の出る工事につきましては、土曜日、日曜日にやらせていただく予定になっておりまして、極力児童さんの学校生活の方に影響が出ないような形では対応するよう建築課の方とですね、調整しながら進めていくようにしております。以上です。

教育長

他にございませんか。よろしいですか。
よって日程第4、報告第9号については、原案のとおり承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議ないようでございますので、日程第4、報告第9号についてはそのように決します。では、次に参ります。日程第5、第2号議案「府中町社会教育委員の委嘱及び委嘱の解除について」を議題といたします。説明をお願いします。

教育部長

教育部長。第2号議案、令和4年6月30日、府中町社会教育委員の委嘱及び委嘱の解除について。府中町社会教育委員の委嘱及び委嘱の解除について、教育委員会の審議に付する。詳細な説明は、社会教育課長が行います。

社会教育課長

社会教育課長です。第2号議案 府中町社会教育委員の委嘱及び委嘱の解除についてご説明させていただきます。府中町社会教育委員条例で「府中町に府中町社会教育委員15人を置く。」となっており、「委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱する。」こととなっております。任期は2年で令和3年4月1日から令和5年3月31日まで委嘱しております。この中で、府中町北部町内会連合会の津田野剛会長を委嘱しておりましたが、6月30日付けで会長を退任され委嘱の解除をおこないました。

また、社会教育の関係者府中町北部町内会連合会の代表として、府中町北部町内会連合会の宍田篤会長を7月1日付けで委嘱するものです。任期につきましては、前任者の残任期間の令和5年3月31日までとなります。説明については以上となります。

教育長

何かご質問等ございませんか。

(なし)

教育長

ないようでございます。よって日程第5、第2号議案については、原案のとおり可決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議ないようでございますので、日程第5、第2号議案についてはそのように決めます。では、次に参ります。日程第6、第3号議案「令和4年度府中町立学校における学校給食費補助金交付要綱の制定について」を議題といたします。説明をお願いします。

教育部長

教育部長。第3号議案、令和4年6月30日、令和4年度府中町立学校における学校給食費補助金交付要綱の制定について。令和4年度府中町立学校における学校給食費補助金交付要綱の制定について、教育委員会の審議に付する。詳細な説明は、学校教育課長が行います。

学校教育課長

学校教育課長です。第3号議案「令和4年度府中町立学校における学校給食費補助金交付要綱の制定について」説明いたします。趣旨としましては、児童生徒の給食費は、現状のままとし、学校に食材高騰分を補助することで、保護者の負担を増加することなく、これまで通り栄養バランスや量を保った学校給食を実施するというものです。

では、令和4年度府中町立学校における学校給食費補助金交付要綱案をご覧ください。第1条の目的です。この要綱は、新型コロナウイルス感染症等に起因した学校給食食材の高騰に対し、学校長に補助金を交付することにより、学校給食費に係る保護者の負担を軽減する、増加することなく安定的に給食を実施することを目的とします。第3条の補助対象経費です。補助金の交付の対象となる経費は、令和4年度における給食の提供に要する経費のうち、物価の上昇に伴う食材費等の経費の不足分とします。第4条の交付限度額です。補助金の交付限度額は、表に示すとおりです。小中7校の合計額は

12,547千円で、この予算につきましては、6月議会に提案し、議決をいただいております。積算方法ですが、令和4年5月1日時点の児童生徒数に対して、小学校は1人1食あたり15円、中学校は1人1食あたり16円を乗じた額とし、給食日数については、4月からの1年間分で学校ごとに全学年を合わせた平均日数をもとに算出しています。4月からの1年間としたのは、4月から6月までの食材の調達費用が、4月からの値上げで例年以上の経費がかかっているため、1年間分を補助することとしました。なお、補助金の支払いについては、7月中旬にはお支払いできるよう進めてまいります。説明は以上です。

教育長

何かご質問等ございませんか。

(なし)

教育長

ないようでございます。よって日程第6、第3号議案については、原案のとおり可決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議ないようでございますので、日程第6、第3号議案についてはそのように決します。以上で、本日の議事日程をすべて終了いたしましたので、これをもって本日の会議を閉会いたします。

(閉会午後2時13分)